

株式会社日本デジタル研究所 株主の皆様

株主総会における議決権行使について

平成 27 年 6 月 吉日

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木強

問合せ先：取締役 加藤楠

TEL：03-5459-0380

Email：info@stracap.jp

拝啓

向夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンドは株式会社日本デジタル研究所（以下「同社」といいます。）の株主として、4月8日付で来たる6月の定時株主総会における議案を株主提案したところです。この提案は、配当性向が100%となる配当を目的とするものです。

今般、同社からの定時株主総会招集通知が到着しましたが、第49ページからファンドの株主提案と株主提案に対する取締役会の意見が記載されております。

株主の皆様におかれましては、これらの記述を良くお読みいただいたうえで、是非とも株主提案にご賛同いただきたいと存じます。

そこで、①私共の株主提案にご賛同いただける場合の議決権行使書への記入方法、及び、②同社取締役会の「株主提案に対する取締役会の意見」についての私共の考え方、を同封いたしました。

株主の皆様におかれましては、ファンドの株主提案をご理解いただき、ご賛同いただくことが、株式会社日本デジタル研究所の株主価値の向上につながるものと信じております。

株主総会当日は、皆様と会場でお会いできることを楽しみにしております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

「株主提案に対する取締役会の意見」について

株式会社日本デジタル研究所（以下「同社」といいます。）の定時株主総会招集通知第51ページに、株主提案に対する「取締役会の意見」（以下、「意見」といいます。）が記載されています。この意見について、株主提案者側としての考えを株主の皆様にお伝えいたします。

同社の「取締役会の意見」には、「・・・これからも当社が持続的成長を実現し、企業価値を向上させていくためには、その基礎となる自己資本を強化していくことが重要です。」と記載されています。

しかし、すでに過剰な現金と有価証券を保有して、過剰に自己資本を積み上げた同社においては、この説明は、株主として納得できるものではありません。

本年から実施される「コーポレートガバナンス・コード」には、会社の取締役会は株主からの受託者責任を負っている旨の記載があります。同社の配当政策は株主に対する受託者責任を果たすものではなく、取締役会の独善的な考え方によるものとなっています。また、前澤社長は昭和43年の同社創業以来社長の任にあり、今まで同社のコンピュータシステム事業を大きく成長させた方ではありますが、同社の本当のリスクは、前澤社長の後継者が育っていないことではないでしょうか。内部留保の積み上げに努めるのではなく、社長の後継者を育てるべきです。 以上

株主提案にご賛同いただける場合の「議決権行使書」の記入方法について

株主提案にご賛同いただける場合、議決権行使書は、下記の通りご記入いただきたく、お願いいたします。

会 社 提 案		
議 案	原案に対する賛否	
第1号議案	賛	<input checked="" type="radio"/> 否

株 主 提 案		
議 案	原案に対する賛否	
第6号議案	<input checked="" type="radio"/> 賛	否

株主提案への、皆さまのご支援をお願い申し上げます。

以上